大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（案）　新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ページ | 新 | 旧 |
| P.1　20行目 | はじめに（略）　一方で、高齢化や人口減少による農業者数の減少や、適切に利用されない農地の増加が予想されており、担い手の規模拡大や新規就農者・企業参入の確保・育成、基盤整備事業の導入・推進などが本府農業の重要な課題となっている。（略）なお、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第５条第１項に基づくものであり、目標はおおむね10年後（令和15年）としている。 | はじめに（略）　しかし、一方で都市化の進展は、農地の減少や生産環境の悪化等の問題を生じさせているほか、全国的な問題である後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっており、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。（略）なお、本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第５条第１項に基づくものであり、目標はおおむね10年後（令和5年）としている。 |
| P.4 | 第１章　大阪農業の現状　４　生産状況（略）・果実　　　農業産出額は、平成24年比で約16%増となっており、みかんとくりの栽培面積は減少しているものの、ぶどうやいちじくはほぼ横ばいで、農業産出額に占める果実の割合は増加傾向にある。・花き 洋ラン、花壇苗など、多様な花の生産が行われ、近年、「Osaka Flower」としてブランディングしている。府では、生産地が市場に近いことから、従来から軟弱野菜等の生産が盛んで、これらの農産物では、全国有数の産地であるものも少なくない。しゅんぎくは全国第１位の生産量であり、ふき、こまつな、みつばなども上位に位置している。　また、ぶどうは、全国第３位のデラウエアをはじめ、新たに命名した「虹の雫」やシャインマスカットなども広がりつつある。　・品目ごとの主要産地 しゅんぎく(堺市、岸和田市、貝塚市) ふき (泉佐野市、泉南市、熊取町)ぶどう （羽曳野市、柏原市、太子町)　　（略）　　　・大阪エコ農産物　　　農薬の使用回数・化学肥料の使用量が府内の標準の半分以下で栽培される農産物を、府が「大阪エコ農産物」として認証している。　平成13年12月の制度開始以来認証数は年々増加してきたが、近年は横ばい傾向で推移している。また、平成28年度からは、不使用（農薬・化学肥料（チッソ）または農薬・化学肥料）の認証項目を新たに設けた。 | 第１章　大阪農業の現状　４　生産状況（略）　　・果実　　　農業産出額は、平成24年比で約16%増となっているが、近年は、ぶどう、みかんとも栽培面積は減少しており、産出額は微減傾向である。・花き 洋ラン、花壇苗など、多様な花の生産が行われているが、産出額は伸び悩んでいる。さらに、生産地が市場に近いことから、従来から軟弱野菜等の生産が盛んで、こらの農産物では、全国有数の産地であるものも少なくない。しゅんぎくは全国第１位の生産量であり、ふき、こまつな、みつばなども上位に位置している。　また、ぶどうは全体で全国第８位である。 しゅんぎく(堺市、岸和田市、貝塚市) ふき (泉佐野市、泉南市、熊取町)ぶどう （羽曳野市、柏原市、太子町)　　（略）　　　・大阪エコ農産物　　　農薬の使用回数・化学肥料の使用量が府内の標準の半分以下で栽培される農産物を、府が「大阪エコ農産物」として認証している。　　　平成13年12月の制度開始以来認証数は年々増加してきたが、近年は横ばい傾向で推移している。 |
| P.10 | 第２章　基本方針第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向１　基本方向1. （略）
2. ア　（略）

　イ　（略）　　　　 ウ　『農業・農空間を活かした新たな価値創造　～ポストコロナの新たなライフスタイルを実現～』コロナ禍を経て府民の価値観が変化し、農のある暮らしへの府民の関心が高まっている中、農業・農空間の魅力を府民の暮らしに活かし、関係人口の増加や多様な担い手の確保につなげるため、農業・農空間と府民をつなぐ機能の充実や、農を活かした地域づくりの推進、農を知り、農に参画する機会の充実に取り組む。 | 第２章　基本方針第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向１　基本方向1. （略）
2. ア　（略）

　イ　（略）　　　　 ウ　『農業・農空間を活かした新たな価値創造　～ポストコロナの新たなライフスタイルを実現～』コロナ禍において府民の価値観が変化し、農のある暮らしへの府民の関心が高まっている中、農業・農空間の魅力を府民の暮らしに活かし、関係人口の増加や多様な担い手の確保につなげるため、農業・農空間と府民をつなぐ機能の充実や、農を活かした地域づくりの推進、農を知り、農に参画する機会の充実に取り組む。 |
| P.10 | ２　農業経営基盤強化の方針（略）

|  |
| --- |
|  年間農業所得　　　550万円以上（主たる従事者１人当たり） 年間総労働時間 2,000時間（主たる従事者１人当たり） |

 | ２　農業経営基盤強化の方針　（略）

|  |
| --- |
|  年間農業所得　　　600万円以上（主たる従事者１人当たり） 年間総労働時間 2,000時間（主たる従事者１人当たり） |

 |
| P.11 | ３　農業構造の展望（１）　（略）（２）担い手等について令和2年時点で農家20,813戸のうち、13,400戸が自給的農家である。今後は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体等を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,600経営体を確保・育成することを目標とする。その際、これら経営体の生産効率を高めるために、市町村が策定する地域計画を活用して、農地の集積・集約等を図っていく。また、法人化や雇用等により規模拡大を図る経営体や、新規就農者や企業等の参入を積極的に支援するととともに、担い手が乏しい地域においては、集落営農や農作業受委託に取り組む組織を育成し、担い手に引き継ぐ農地の維持や、農業・農空間の保全管理等を進める。さらに、兼業農家や自給的農家、農業に関心を持つ都市住民なども農地等の適切な維持管理や農空間の保全等に重要な役割を果たすことから、農業の多面的機能を担う存在として、その活動を支援する。 | ３　農業構造の展望（１）　（略）（２）担い手について令和2年時点で農家20,813戸のうち、13,400戸が自給的農家である。今後は、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体等を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,100件を確保・育成することを目標とする。その際、生産効率を高めるために、「組織経営体」及び「個別経営体」、農協等の作業受託組織への機械作業の委託あるいは共同作業化を推進する。　また、自給的農家は生鮮農産物の供給体へ発展し得る農家であるとともに、営農を通じて「農空間」の保全に貢献するものとし、援農交流を積極的に推進する。農業参入に意欲のある都市住民からの新規就農者など都市住民も含めた多様な人々によって農地の多面的な機能を発揮できる取り組みを行い、地域資源として農地を捉え、その活用を図る。また、地域の話し合い活動を通じて、「組織経営体」及び「個別経営体」への作業の委託及び農地の流動化に貢献するものとして位置付ける。 |
| P.11 | 第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標　府内の広範な地域で都市化が進展し、農家１戸当たりの農地面積が少ない大阪で、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、都市近郊の立地性や土地集約的な経営形態等、大阪の特徴を活かした取り組みが重要である。　そのため、家族経営を基本とする「個別経営体」を中心とした効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するとともに、複数農家による協業あるいは共同経営についても、地域の実情を踏まえながら育成する必要がある。　これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農地中間管理機構が行う事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積・集約化を図る。また、生産の効率化や高品質化につながるスマート農業など高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業経営体の育成も重要である。　そこで、府内を北部、中部、南河内、泉州の４地域に分け、各地域に適していると考えられる農業経営体の営農類型を14～15頁に掲げる。 | 第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標　府下の広範な地域で都市化が進展し、農家１戸当たりの農地面積が少ない大阪で、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、都市近郊の立地性や土地集約的な経営形態等、大阪の特徴を活かした取り組みが重要である。　そのため、家族経営を基本とする「個別経営体」を中心とした効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するとともに、複数農家による協業あるいは共同経営についても、地域の実情を踏まえながら育成する必要がある。　これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農地中間管理機構が行う事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積を図る。また、生産の効率化や高品質化につながるスマート農業など高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市に立地することの優位性を活かした農業、観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進が欠かせない。　そのためには、地域の自然的、社会的、経済的条件の違いを十分に踏まえた上で、地域の実情に則した農業経営の確立、農業構造計画の策定が必要であることから、府内を北部大阪、中部大阪、南河内、泉州の４地域に分け、それぞれの地域に合った効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型を15～20頁に掲げる。 |
| P.11 | １　営農類型ごとの経営規模の指標1. 北部地域

中山間部においては、夏期の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」等の果樹、花き等を生産する特徴的な農業経営を育成するとともに、交流施設等を核とした農産物直売など都市住民のニーズに対応できる経営体を育成する。さらに、豊能地区を中心に、有機農業を志向する新規就農者などの参入も続いており、円滑な農地貸借による規模拡大や農地の集約化等による経営発展を支援する。また、府内でも面的にまとまった水稲栽培が行われており、大阪エコ農産物認証米等のブランド米等の生産を推進する他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に、いちご栽培に取り組む新規参入者が増加しており、都市近郊の立地を活かした直売や実需者との契約出荷等により、収益性高い経営体の育成を図る。畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（以下「家畜排せつ物法」）」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。（２）中部地域　　平坦部では、大阪しろな、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や葉ごぼう、えだまめ等の立地条件を活かした農業経営を育成する。特に、都市近郊の優位性により、高い収益性が見込めるえだまめについては、多収技術の導入による面積当たりの収量向上を図るとともに、地域計画を活用した農地の確保及び担い手の確保・育成等に取り組む。 　さらに、消費者ニーズに則したきく等の切り花の栽培、花壇苗生産も推進する。生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売　を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を育成する。特に、ぶどうについては、スマート農業技術による省力化・軽労働化や、新たな労働力の確保等により、経営体の販売額向上を図る。  　水稲栽培については、れんげ栽培米等環境にやさしい米の生産等の他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。 　畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。（３）南河内地域中央の平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市立地の優位性を活かせるいちじく栽培を進めるとともに、ブランド化、直売等の推進により付加価値の高い農業の育成を図る。特に、大阪なすについては、スマート農業技術等の導入よる省力化を進め、経営拡大を図っていく。  　基盤整備実施地区では、土地利用型の野菜について機械化等による省力化や担い手への農地集積・集約を進め、大規模野菜農業経営を育成する。 　金剛山地山麓部では、ぶどうの施設栽培による農業経営、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や産地直売を中心とした農業経営を育成する。さらに、都市住民との交流を基本とした農業経営の指導を推進する。特に、ぶどうについては、スマート農業技術による省力化・軽労働化や、新たな労働力の確保等により、経営体の販売額向上を図る。 　　また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、切り花生産等による農業経営を育成する。 　水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。 　畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。（４）泉州地域しゅんぎくやこまつな等の軟弱野菜及び特産の水なすの施設栽培による農業経営やいちご等の観光農業の育成を図るとともに、みつば、トマト等を中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。特にしゅんぎくについては、施設栽培の水なすとの組み合わせにより、高収益が期待できることから、JAと連携し、この営農類型による新規就農者の確保・育成を図っていく。平坦部では、キャベツやたまねぎ、ねぎを中心とした土地利用型の野菜について、機械化等による省力化や担い手への農地集積・集約を進め、大規模野菜農業経営を育成する。花きについては、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応できる切り花、花壇苗、洋ラン生産を中心とした農業経営を育成する。　 果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や都市立地の優位性を活かせる完熟もも栽培等による農業経営を育成する。 水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。 畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。 | １　営農類型ごとの経営規模の指標1. 北部大阪地域

中山間部においては、夏期の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」等の伝統農産物、花き等を生産する特徴的な農業経営を育成するとともに、交流施設等を核とした農産物直売など都市住民のニーズに対応できる経営体を育成する。さらに、府内でも面的にまとまった水稲栽培が行われており、大阪エコ農産物認証米等のブランド米等の生産を推進する他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に養液栽培や花壇苗栽培、観葉植物栽培等の企業的な農業経営を育成する。また、伝統産業である植木生産については、消費者ニーズの変化に対応した農業経営の育成　を図る。畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（以下「家畜排せつ物法」）」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。1. 中部大阪地域

平坦部では、大阪しろな、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や葉ごぼう、えだまめ等の集約栽培による農業経営を育成する。また、おおば等のいわゆる特殊野菜、くわい、れんこん等の特産野菜の栽培や養液栽培による農業経営も育成する。さらに、消費者ニーズに則したきく等の切り花の栽培、花壇苗生産も推進する。生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売　を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を育成する。水稲栽培については、れんげ栽培米等環境にやさしい米の生産等の他、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。（３）南河内地域　　中央の平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市立地の優位性を活かせるいちじく栽培を進めるとともに、ブランド化、直売等の推進により付加価値の高い農業の育成を図る。 　基盤整備実施地区では、土地利用型の野菜について機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。 　金剛山地山麓部では、ぶどうの施設栽培による農業経営、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や産地直売を中心とした農業経営を育成する。さらに、都市住民との交流を基本とした農業経営の指導を推進する。　　また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営を育成する。 　水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。 　畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。（４）泉州地域ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営の育成を図るとともに、みつば、トマト等を中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営を育成する。花きについては、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応できる切り花、花壇苗、洋ラン生産を中心とした農業経営を育成する。果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や都市立地の優位性を活かせる完熟もも栽培等による農業経営を育成する。水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に伴う地域営農の担い手を育成する。畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。さらに、市民農園や直売所等、都市住民との交流施設を核とした組織的経営の育成を図る。 |
| P.14 | ※以下、P15まで記載省略 | ※以下、変更前基本方針のP.20まで記載省略 |
| P.16 | ２　生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標（１）生産方式　・水稲　　　共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化等により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。　　　また、消費者ニーズに対応した良食味米や地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入、減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。　・野菜　　　多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や農地の集積・集約による生産効率化を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化やスマート技術の導入等を図り、生産量の増加や品質の向上、省力化等を進める。 　併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。 ・果樹　　　施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の　　普及を進めるとともに、スマート農業技術や新しい剪定技術や整枝法の導入等による省力化と労力分散を進め、労働生産性の向上や担い手の確保・育成を図る。　　　また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。 さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。 ・花き　　　多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、（削除）高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化や消費者や市場のニーズに対応する開花調節や鮮度保持技術の導入を図る。 ・畜産　　　（略） ・観光農業　　　（略）　・有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産 有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度　　　　　のＰＲ等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。（２）土地基盤地域の条件を活かすとともに、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入のためのほ場整備や、良好な農業用水の供給、農業生産を効率化するための農道整備など、土地基盤を整備する。1. 供給方式

　（略）1. 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。（省略）さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進す　　　　る。1. 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用や酪農ヘルパー制度等の活用を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を推進する。さらに、通年雇用が困難な経営体には、農作業の一部をギグワーカーのような外部人材にアウトソーシングするとともに、確保した人材を個別の経営体ではなく、産地で共有する仕組みの導入を推進し、農繁期等の特定期間をオフピーク化することによる経営規模の拡大を支援する。 また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。 | ２　生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標（１）生産方式　・水稲　　　共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託組織等の育成によ　　　　　　　　　り生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。　　　また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の　　選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。　・野菜　　　多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や規模拡大を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化を図り、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。 　併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業を推進し、高付加価値型生産に努める。 ・果樹　　　施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の　　選抜・普及、新しい剪定技術や整枝法の導入による省力化と労力分散を進める。　　　また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。 さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。 ・花き　　　多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、大規模化した卸　　売市場に対応するため、引き続き共選共販を進める。 　また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産　　地に対する競争力の強化を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立する。 ・畜産　　　（略） ・観光農業　　　（略）　・大阪エコ農産物認証制度にもとづく農産物生産 農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する　　　　　府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度　　　　　のＰＲ等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。（２）土地基盤地域の条件を活かすとともに、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入のためのほ場整備や、良好な農業用水の供給、効率的な管理輸送のための農道整備など、土地基盤を整備する。（３）供給方式（略）（４）経営管理の方法簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。また、パソコン等の情報機器の活用による情報収集能力を高める。さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進す　　　　る。1. 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用や酪農ヘルパー制度等の雇用確保体制の充実を図るとともに、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を進め、快適な労働環境の整備を支援する。また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める。 |
| P.17 | 第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本方針第２章第１の２に掲げる年間農業所得の３割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から５年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。　（略） | 第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標　新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本方針第２章第１の２に掲げる年間農業所得の３割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から５年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。　（略） |
| P.17 | 第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項１～２　（略）３　大阪府が主体的に行う取組　　大阪府は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。ア　市町村や地域が確保・育成を目指す農業を担う者の要件を把握し、大阪農業つなぐセンター等で把握した就農希望者等のうち、要件に合致する者の情報提供。また、府や市町村等が実施する研修や就農支援策等の情報収集と就農希望者等への情報提供等。イ～オ　（略）４　関係機関の連携・役割分担の考え方　ア　市町村及び農業委員会は、地域の農業者など関係者が連携した就農等希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。　イ　また、市町村及び農業委員会は、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、土地改良区やJA等の関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。ウ～カ　（略）５　（略） | 第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項１～２　（略）３　大阪府が主体的に行う取組　　大阪府は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、以下の取組を実施する。ア　市町村や地域が確保・育成を目指す農業を担う者の要件を把握し、大阪農業つなぐセンター等で把握した就農希望者等のうち、要件に合致する者とのマッチング。また、府や市町村等が実施する研修や就農支援策等の情報収集と就農希望者等への情報提供等。イ～オ　（略）４　関係機関の連携・役割分担の考え方　ア　市町村及び農業委員会は、関係者が連携した就農等希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。　イ　また、市町村及び農業委員会は、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。ウ～カ　（略）５　（略） |
| P.20 | 第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標第２に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第３に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を概ね40％程度とする。この目標を達成するため、市町村が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。また、効率的かつ安定的な経営体が乏しい地域においては、市町村等と連携して担い手の確保・育成に努めるとともに、集落営農や水稲を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。なお、府内には、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、各市町村における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域（ただし生産緑地を除く）を策定対象としてよいものとする。 | 第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標第２に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第３に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地の府内農用地に占める面積シェアの目標は概ね25％程度とする。この目標を達成するため、市町村が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。なお、府内には、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、各市町村における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域を策定対象（ただし生産緑地を除く）としてよいものとする。 |
| P.20 | 第６　効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項１　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（略）府では、農家１戸当たりの所有農地面積が少ないうえに、農用地の資産価値が高く、農用地の流動化はほとんど進んでいない。また、府内の効率的かつ安定的な農業経営体の多くは、比較的規模の小さい農地で集約的な農業経営を行っている。そのため、（省略）野菜、花き等を中心とした施設園芸を主体とした経営は、あまり多くの農用地を必要としないものとなっており、これらの経営体に対する農地流動化量は比較的少ない。しかし、中山間部に多い水稲を中心とした農業経営や泉州地域に多い野菜や花きの大規模露地栽培による経営、観光農業等については、規模拡大が重要な要件であり、農地流動化のより積極的な取り組みが必要となっている。そこで、市町村が策定する地域計画や農地中間管理機構が行う事業等、農用地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農用地の利用集積・集約や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、市町村において農業経営改善計画認定制度等の推進を行う。1. 地域計画推進事業及び農用地利用改善事業

（略）1. 農地中間管理機構の事業の特例

認定農業者等を中心とする規模拡大を希望する者に、農地を集積するため、地域の実情に応じて、次の事業を推進する。また、事業の推進に当たっては、市町村や農業委員会等の関係機関との連携を図るものとする。 ア　（略） イ　農用地の売渡信託を委託した農業者に農地の評価額の一定割合を無利子で貸し付ける事業　　　　　　　　　（農地売渡信託等事業）　　　ウ～エ　（略）1. 農地所有適格法人の設立・運営に対する指導強化

農地所有適格法人の設立・運営に当たって、府農と緑の総合事務所農の普及課及び（一社）大阪府農業会議等は、農業者の農業経営改善計画の作成及びその達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事態様の改善のための支援を行うとともに、農協職員等経営の指導を担当する者の養成等を推進する。1. 生産基盤の整備、農作業受委託制度の整備

　　（略）２　その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項土地基盤の整備や生産施設等の整備等については、農業振興地域や地域計画を策定し農業上の利用を行う地域、府条例に基づく農空間保全地域等を中心に行うものとする。（略）３　（略） | 第６　効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項１　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（略）府では、農家１戸当たりの所有農地面積が少ないうえに、農地の資産価値が高く、農地の流動化はほとんど進んでいない。また、府内の効率的かつ安定的な農業経営体の多くは、比較的規模の小さい農地で集約的な農業経営を行っている。そのため、第２に示す営農類型の多くを占める野菜、花き等を中心とした施設園芸を主体とした経営は、あまり多くの農用地を必要としないものとなっており、これらの経営体に対する農地流動化量は比較的少ない。しかし、中山間部に多い水稲を中心とした農業経営や泉州地域に多い野菜や花きの大規模露地栽培による経営、観光農業等については、規模拡大が重要な要件であり、農地流動化のより積極的な取り組みが必要となっている。そこで、市町村が策定する地域計画や農地中間管理機構が行う事業等、農地の利用集積を促進するための各種事業等を活用し、農業経営基盤の強化の促進を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営の改善を計画的に図ろうとする農業者には、農地の利用集積・集約や作業受委託を推進するとともに、経営管理の合理化や農業生産基盤の整備を図るため、市町村において農業経営改善計画認定制度の推進を行う。1. 地域計画推進事業及び農用地利用改善事業

　（略）1. 農地中間管理機構の事業の特例

認定農業者等を中心とする規模拡大を希望する者に、農地を集積するため、地域の実情に応じて、次の事業を推進する。また、事業の推進に当たっては、市町村や農業委員会等の関係機関との連携を図るものとする。 ア　（略） イ　農地の売渡信託を委託した農業者に農地の評価額の一定割合を無利子で貸し付ける事業　　　　　　　　　（農地売渡信託等事業）　　　ウ～エ　（略）1. 農地所有適格法人の設立・運営に対する指導強化

農地所有適格法人の設立・運営に当たって、府農と緑の総合事務所農の普及課及び（一社）大阪府農業会議等は、農業者の農業経営改善計画の作成及びその達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事態様の改善のための研修を行うとともに、農協職員等経営の指導を担当する者の養成等を推進する。1. 生産基盤の整備、農作業受委託制度の整備

　　（略）２　その他農業経営基盤強化に関する事業の実施についての基本的事項土地基盤の整備や生産施設等の整備等については、農業振興地域や府条例に基づく農空間保全地域等を中心に行うものとする。（略）３　（略） |
| P.21 | 第３章　推進のために　（略）１　大阪府　（略）　さらに、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所においては、これらの農業経営体が必要とする技術や機械、施設の開発に重点を置くものとし、府農と緑の総合事務所農の普及課は、農業経営体と試験研究機関とを繋ぐ重要な機関として、開発された技術等の普及に努めるとともに、農業経営体の育成に当たって、国や市町村、農業関係機関、団体等と密接に連携し、積極的な指導、支援を行うものとする。２　市町村　（略）　さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援するため、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の支援策を積極的に推進する。３　関係機関及び団体（一財）大阪府みどり公社は、農地中間管理機構事業を実施するとともに、これまで蓄積された農地の貸借のノウハウを活用して、市町村及び農業委員会等に対し、助言・協力を行う。（一社）大阪府農業会議は、府担い手育成総合支援協議会の事務局として、大阪版認定農業者を中心に経営対策関係の指導的役割を果たしているが、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進と各市町村の地域計画の策定と実現を図るため、今後も市町村、農業委員会等に対し適切な指導を積極的に行うものとする。大阪府農業協同組合中央会は、この基本方針に基づいて行われる各地域での農業経営基盤強化の促進がより効率的に推進されるよう、農業協同組合に対して指導を行うものとする。 | 第３章　推進のために　（略）１　大阪府（略）　また、試験研究機関においては、これらの農業経営体が必要とする技術や機械、施設の開発に重点を置くものとし、府農と緑の総合事務所農の普及課は、農業経営体と試験研究機関とを繋ぐ重要な機関として、開発された技術等の普及に努めるとともに、農業経営体の育成に当たって、国や市町村、農業関係機関、団体等と密接に連携し、積極的な指導、支援を行うものとする。２　市町村　（略）　さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を支援するため、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金を積極的に活用する。３　関係機関及び団体（一財）大阪府みどり公社は、農地中間管理機構事業を実施するとともに、これまで蓄積された農地の貸借のノウハウを活用して、市町村及び農業委員会等に対し、助言・協力を行う。（一社）大阪府農業会議は、府担い手育成総合支援協議会の事務局として経営対策関係の指導的役割を果たしているが、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進と各市町村の地域計画の策定と実現を図るため、今後も市町村、農業委員会等に対し適切な指導を積極的に行うものとする。府農業協同組合中央会は、この基本方針に基づいて行われる各地域での農業経営基盤強化の促進がより効率的に推進されるよう、農業協同組合に対して指導を行うものとする。 |